

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	二四
○福島県報発行規則の一部を改正する規則	
告 示	二四
○道路の供用を開始する件	
○急傾斜地崩壊危険区域として指定する件	二四
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	二四
○都市計画を変更した件二件	二五
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	二五
公 告	二五
○農業振興地域を変更する件	二五
福島県議会	二五
○随意契約の相手方を決定した件	二五
福島県教育委員会教育長	二五
○公金の収納の事務を委託した件	二五

規 則

福島県報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二十四号

福島県報発行規則の一部を改正する規則

福島県報発行規則（昭和三十一年福島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「あたつて」を「当たつて」に改める。
第十一条第二項中「三千五百円」を「三千五百六十円」に改める。

別記様式備考中「田中」を「田中」に改める。

附 則

- この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定及び別記様式備考の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の福島県報発行規則第十一条第二項の規定は、令和元年十月分の購読料から適用し、令和元年九月分までの購読料については、なお従前の例による。

（文書法務課）

告 示

福島県告示第二百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和元年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道相馬巨理線	相馬郡新地町大戸浜字吾安谷地八 五番一地从先から 同 郡同 町大戸浜字北中磯塩入 九一番地先まで	令和元年九月三〇日

（道路計画課）

福島県告示第二百八十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和元年九月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
西今田
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱十六号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
石川郡浅川町山白石字
西今田 三十五番一 一号

井戸入沢	下長泥沢	小百刈沢2号	イボン沢	西田面沢4号	西田面沢3号	西田面沢	馬目沢	板橋沢2号	板橋沢	高沢	笠松沢	平都沢	古内沢	江戸沢	川原田沢
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
郡同	郡同	郡同	南会津郡南会津町永田字鳥居戸	市湊町共和字西田面	市湊町共和字西田面	会津若松市湊町共和字西田面	郡同 町大字宝坂字石神	郡同 町大字関岡字板橋	郡同 町大字関岡字板橋	郡同 町大字高野字中高	郡同 町大字山下字山下	郡同 町大字内川字平都	郡同 町大字内川字古内	原中 郡矢祭町大字内川字高地	原田 郡同 町大字仁公儀字川
町山口字上台	町和泉田字下長	町大橋字小百刈	町大橋字小百刈	町大橋字小百刈	町大橋字小百刈	町大橋字小百刈	町大橋字小百刈	町大橋字小百刈	町大橋字小百刈	町大橋字小百刈	町大橋字小百刈	町大橋字小百刈	町大橋字小百刈	町大橋字小百刈	町大橋字小百刈
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

百目木	知宗2号	知宗1号	西ノ内	入木前	本南内	ツブラタ	請地	宇東2号	須和間	石倉1号	大日堂	後口田	蛭田川	長槻沢	六十苅沢
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	市山玉町膳棚	いわき市内郷白水町長槻	郡同
町大字小野山神字百	町大字小野新町字知	町大字小野新町字知	町大字小野赤沼字西	町大字小野赤沼字入	町大字小戸神字本南	町大字小戸神字ツブ	町大字小戸神字請地	町大字浮金字宇東	町大字浮金字須和間	町大字浮金字石倉	町大字飯豊字大日堂	町大字飯豊字後口田	町大字飯豊字後口田	町大字飯豊字後口田	町山口字六十苅
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流

川前	同	市三和町渡戸字川前	急傾斜地の崩壊
滝中子A	同	市三和町渡戸字高野	急傾斜地の崩壊
峠平A	同	市三和町渡戸字峠平	急傾斜地の崩壊
峠平B	同	市三和町渡戸字峠平	急傾斜地の崩壊
中ノ内B	同	市三和町渡戸字中ノ内	急傾斜地の崩壊
二本川	同	市三和町渡戸字二本川	急傾斜地の崩壊
大門	同	市内郷白水町大門	急傾斜地の崩壊
広畑	同	市内郷白水町広畑	急傾斜地の崩壊
高倉	同	市内郷白水町高倉	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

福島県告示第二百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、いわき都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 都市計画を変更した土地の区域
 - 二 縦覧に供する図書
 - 三 縦覧場所
- 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県告示第二百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、いわき都市計画区域区分を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 都市計画を変更した土地の区域
 - 二 縦覧に供する図書
 - 三 縦覧場所
- いわき市のうち平上荒川字後沢、平上荒川字五郎内、平中山字柿ノ目、平中山字柳町、平豊間字榎町、平豊間字番下作、平薄磯字北ノ作、平薄磯字三反田、薄磯一丁目、平沼ノ内字西原、平沼ノ内字諏訪原、平泉崎字砂田、平泉崎字下百目木、平赤井字畑子沢、明治団地、鹿島町米田字南内、鹿島町米田字沼田、泉玉露六丁目、泉玉露七丁目、渡辺町洞字関田、渡辺町洞字勝キ田、渡辺町洞字田中島、勿来町四沢沢沼、勿来町四沢五反田、勿来町関田須賀、勿来町関田障子川、内郷小島町服部沢、四倉町字東二丁目、四倉町字東三丁目、四倉町上仁井田字岸前、四倉町上仁井田字矢ノ田、四倉町上仁井田字穴狐原、好間町上好間字大堰、好間町上好間字内ノ草、好間町上好間字岩穴、好間町上好間字今宿及び好間工業団地の各一部の区域

縦覧図、計画図及び計画書の写し

縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県告示第二百九十三号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和元年九月十二日次のとおり指定した。

令和元年九月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- | | | | |
|---------------|--------|--------------|----------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | 指定の有効期間 | 売りさばき所の名称及び所在地 |
| 公益財団法人 福島市中町一 | 福島市中町一 | 令和元年九月二日から | 公益財団法人イノベー |
| 福島イノベー | 番一九号 | 令和六年三月三十一日まで | ション・コースト構 |
| ション・コー | | | 想推進機構 |
| スト構想推進 | | | 南相馬市原町区萱浜 |
| 機構 | | | 字新赤沼八三番（福 |
| | | | 島口ポットテスト |
| | | | フィールド内） |

（出納総務課）

公 告

公告第百七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、農業振興地域として指定する件（昭和四十六年公告第三百四十九号）の一部を次のように変更する。この変更に係る関係図面を福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

表いわき市の項中一を次のように改める。

一 都市計画法による市街化区域（令和元年福島県告示第二百九十二号による変更後の市街化区域）

（農業担い手課）

福島県議会

公告第2号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県議会中継システム構築業務について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年9月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県議会中継システム構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県議会事務局総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年8月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
61,446,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（議会事務局総務課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和元年九月二十七日

福島県立美術館長 早川 博明

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県立美術館観覧料及び図録等売払代金収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 株式会社東北装美
 - 2 所在地 福島県郡山市並木三丁目五番地の三
- 三 収納の事務を委託する期間
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

（総務課）